

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和5年1月 18 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号： 関東信越（東京）（受） 第 2200421 号

厚生局事案番号： 関東信越（東京）（厚） 第 2200111 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名： 男

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和 39 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間： 昭和 60 年 4 月から昭和 62 年 3 月まで

私は、大学の夜間課程に入学した昭和 59 年に A 社 B 事業部でアルバイトを経験した後、2 年生となった昭和 60 年 4 月に A 社に正社員として雇用され、営業を担当した。4 年生となった昭和 62 年 4 月からは就職活動のためにアルバイトとなり、雇用形態が変更となったが、請求期間当時は正社員であったのに、厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間の一部において、A 社に勤務していたことが認められる。

また、請求期間当時に A 社において厚生年金保険被保険者記録を保有する者及び請求者から同僚として名前が挙がった者で連絡が可能な同僚等に照会を行ったところ、複数の者は、期間は特定できないものの、請求者は正社員であった旨回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされている。

しかしながら、A 社における請求期間当時の事業主は既に亡くなっている、当時の状況について照会することができない。

また、A 社の現在の事業主及び請求期間当時、総務部長であったとする者から、従業員については、全員、厚生年金保険に加入する取扱いをしていた旨の回答が得られ、さらに、経理担当であったとする者は、当時、頻繁に社会保険事務所（当時）の事業所調査を受けていたので、請求者についても厚生年金保険料を控除していたと思う旨陳述しているものの、同事業主は、

請求期間当時的人事記録等の資料は保有しておらず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについては不明である旨回答している。

さらに、高校を卒業直後にA社に就職し、夜間課程の大学に通学していたとする複数の者からも聴取することができたが、請求者と同様に、大学生の途中から正社員として就職し、大学卒業と同時に他の事業所へ就職したとする者は見当たらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除を推認することができない。

加えて、請求者は、給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社における事業所別被保険者名簿等被保険者記録において、請求期間当時の整理番号に欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。